

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)					市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)				
	芦屋市指定管理者選定・評価委員会	芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年芦屋市条例第22号)第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定並びに指定管理者に行わせた公	諮問に係る公の施設ごとに8人以上	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る公の施設に関し専門的知識を有する者 (3) 市職員	左欄(1)に掲げる者 2年 左欄(2)及び(3)に掲げる者 諮問に		芦屋市指定管理者選定委員会	芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年芦屋市条例第22号)第4条に規定する指定管理者の候補者の選定に関する事項についての審議	5人	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る公の施設に関し専門的知識を有する者	左欄(1)に掲げる者 2年 左欄(2)に掲げる者 当該指定管理者の候補者の選

改正案					現 行				
		の施設の管理に 係る評価に 関する事項 について の審議		に係る審 議が終 了する までの 期間					定が終 了する までの 期間
(芦屋市特別職報酬等審議会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書採 択協議会までの項省略)					(芦屋市特別職報酬等審議会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書採 択協議会までの項省略)				

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書による公の施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準</p> <p>2 市長等は、前項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定するに当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する<u>芦屋市指定管理者選定・評価委員会</u>に諮るものとする。</p> <p>(公募によらない指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。</p>	<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書による公の施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準</p> <p>2 市長等は、前項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定するに当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する<u>芦屋市指定管理者選定委員会</u>に諮るものとする。</p> <p>(公募によらない指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。</p>

改正案	現 行
(2) 公募に対し、申請がないとき。 (3) 第3条の規定による申請をした団体に前条の規定に該当するものがないとき。 (4) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。 (5) 指定管理者の指定を受けた団体が第7条の協定を締結しないとき。 <u>2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づく指定管理者の候補者の選定について準用する。</u>	(2) 公募に対し、申請がないとき。 (3) 第3条の規定による申請をした団体に前条の規定に該当するものがないとき。 (4) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。 (5) 指定管理者の指定を受けた団体が第7条の協定を締結しないとき。

芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行																																																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給単位</th> <th>報酬額（円）</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(芦屋市教育委員会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)</td> </tr> <tr> <td>芦屋市指定管理者選</td> <td>委員長</td> <td>日額</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>定・評価委員会</td> <td>委員</td> <td>日額</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(芦屋市総合計画審議会からその他の特別職の職員までの項省略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額	(芦屋市教育委員会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)				芦屋市指定管理者選	委員長	日額	13,500	定・評価委員会	委員	日額	11,200	(芦屋市総合計画審議会からその他の特別職の職員までの項省略)				備考（省略）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給単位</th> <th>報酬額（円）</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(芦屋市教育委員会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)</td> </tr> <tr> <td>芦屋市指定管理者選</td> <td>委員長</td> <td>日額</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>定委員会</td> <td>委員</td> <td>日額</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(芦屋市総合計画審議会からその他の特別職の職員までの項省略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額	(芦屋市教育委員会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)				芦屋市指定管理者選	委員長	日額	13,500	定委員会	委員	日額	11,200	(芦屋市総合計画審議会からその他の特別職の職員までの項省略)				備考（省略）			
区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額																																														
(芦屋市教育委員会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)																																																	
芦屋市指定管理者選	委員長	日額	13,500																																														
定・評価委員会	委員	日額	11,200																																														
(芦屋市総合計画審議会からその他の特別職の職員までの項省略)																																																	
備考（省略）																																																	
区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額																																														
(芦屋市教育委員会から芦屋市行政評価委員会までの項省略)																																																	
芦屋市指定管理者選	委員長	日額	13,500																																														
定委員会	委員	日額	11,200																																														
(芦屋市総合計画審議会からその他の特別職の職員までの項省略)																																																	
備考（省略）																																																	